

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案(たたき台)】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
1 市民協働のまちづくり	1)市民協働のまち育て 行政主導の都市づくりから市民が地域に愛着と誇りをもって、まちづくりに関し発意し、行政と市民が協働し、また、市民自らが取り組む「市民協働のまち育て」を基本姿勢としてまちづくりをすすめる。 2)情報共有と役割 住みよく、暮らしやすい都市空間の創造に向けて、市民、事業者、行政など多様な主体が、まちづくりの情報を共有し、それぞれ役割を適切に担うことにより市民協働のまち育てをすすめる。	1 実現に向けた「まち育て」	1)市民協働のまち育て 行政主導の都市づくりから市民が地域に愛着と誇りをもって、まちづくりに関し発意し、行政と市民が協働し、また、市民自らが取り組む「市民協働のまち育て」を基本姿勢としてまちづくりをすすめる。 2)情報共有と役割 住みよく、暮らしやすい都市空間の創造に向けて、市民、事業者、行政など多様な主体が、まちづくりの情報を共有し、それぞれ役割を適切に担うことにより市民協働のまち育てをすすめる。	(補足説明) ・現行都市マスと実現に向けた方向性は変えないが、それぞれの立場でどういったことが求められているのかをわかりやすく整理。また、取り組みについて、具体的に明記することを追加。 (専門部会での論点) ・住みよく、暮らしやすい都市づくりの実現に向けて、それぞれがどのような役割をもって、どんな取り組みをしていったらよいか。
2 まち育ての推進	1)まち育ての取り組み まち育ては、まず、第一に自分たちの住んでいるまちに関心を持ち、見つめ、現状を認識することからはじまる。 未来に残したい大切なものを守り育むこと、また、望ましくないことを変えていこうとする取り組みが「まちづくりの意識」を育てることになる。 多くの人たちがまちを大切に思う気持ちが、市民の行動を生み、住みよいまちづくりへとつながっていく。 2)市民活動の広がり の推進 ①主体的な取り組みの活発化 協働によるまち育てを実践するため、市民が行政と協力してすすめる「身近なまちづくりの機会」を有効に活用することが大切である。 地域では、「楽しんで参加できる地域行事の企画」「地域での助け合い(高齢者・障害者支援)」「地域の美化運動(清掃、ごみ対策など)」など、地域の管理運営ともいえる取り組みが行われています。市民同士の連携を強めるため、これらの主体的な取り組みを活発化し、発展させることが「まち育て」へとつながっていくことになる。 ②計画策定への市民参画の推進 市民自らが、まちづくりに関する学習や調査に取り組み、まちづくり構想や地域計画を主体的に考えていく環境を整えるほか、各種行政計画策定への市民の参画をすすめていく。 3)人材や知恵の蓄積による魅力的なまちづくり 市民や民間企業、NPOなど多様な主体によるまちづくりを積極的にすすめることで人材や知恵が「まち」に蓄積し、ハードの整備から人と人とのふれあいなどソフト面までを兼ね備えた、より一層魅力的なまちづくりにつながる。 これからも、まちづくりに関する講演会や勉強会などの開催により、市民や事業者の関心を高めるとともに、地域や学校、生涯学習などの場を通じて、まちづくりの担い手となる人材の育成をすすめていく。	2 市民・事業者、NPO等・行政の役割について	1)「市民」の役割 まちづくりの主役である認識と自覚をもち、地域活動やボランティア活動などを通じて、まちづくりへの積極的な参加・参画が求められる。 特に、地域のまちづくりにおいては、その主体として市民相互が協力して創意工夫のもと、地域の個性や特色を活かした取り組みを推進する。 また、自分たちのまちを安全で快適な魅力あるまちにしてい くため、地域の課題について、解決にむけた話し合いや取り組みを積極的に行う必要がある。 2)「事業者、NPO等」の役割 事業者は、地域社会の一員として、帯広市の都市づくり、本プランや都市づくりに関連する計画等を理解し、地域住民や行政と連携・協力する。 また、専門性や柔軟性を発揮し、社会資本の整備や地域環境の向上、景観づくり、魅力ある都市づくりなどの社会貢献活動を通じて、地域の活性化への積極的な取り組みが求められるとともに期待される。 3)「行政」の役割 本マスタープランに基づき、総合的かつ計画的に事業の推進や調整を図る。 都市づくりに関わる規制誘導等の仕組みづくりを行うとともに、情報を収集・提供し、市民・事業者、NPO等などが主体的に行うまちづくりを段階に応じて支援する。 また、説明会や公聴会の実施など、市民意見を反映するための取り組みを充実させる。 市民主体のまちづくり活動を支援し、事業者に都市づくりの施策への理解と協力を要請するとともに、都市づくり全体の調整役を担う。	

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案(たたき台)】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
3 まち育て推進体制の整備	1) 市民同士の交流・連携の推進と合意形成の場づくり 多様なまちづくりのテーマをもとにして、市民の取り組みを促進することで、交流と連携がすすみ、様々な人々が地域に関わるきっかけとなる。 このため、第1段階として、世代や立場の異なる市民が、自分たちにとって身近で興味を持てる地域の課題について、解決に向けた意見や提案などを気軽に話し合える場を設けることが大切です。必要に応じて講演会や勉強会を開催し、知識を深めるとともに市民同士の交流が広がり、市民の力、地域の力の向上につながってく。 次に、快適で住みやすい地域づくりのため、市民の意見の合意形成と課題解決のための計画づくり、実践に向けたまちづくり組織などの設立について検討する。 この組織は、市民自らの手により設立するものであり、市民と行政が各地域のまちづくり(市民の発意・要望など)を協議したり、行政が施策を説明する場となるもの。 2) 市民の主体的なまちづくり活動への支援体制 市民、事業者、行政の協働によるまち育てをすすめるためには、特に市民の主体的な発意や行動に対する支援が必要である。 このため、市民、事業者、行政のいずれに対しても中立の立場に立ち、市民の相談を受け、まちづくりへの提案などを行う支援体制の可能性を検討する。 3) まち育てに向けた行政の取り組み 行政は、市民のまちづくりへの積極的な参加と、自主的な地域活動への支援をすすめるとともに、必要に応じて地区計画等の規制誘導手法の適用など、都市計画等の事業を実施する。 さらに、新たな地域活動の展開や幅広い分野でのまちづくりへの取り組みなど、市民の主体的な活動の機会を促し、まちづくりへの一層の関心を高める取り組みをすすめる。 また、市民の主体的なまちづくりに必要な情報の公開と提供をすすめる。 ① 庁内の横断的・総合的な連携の推進 市民にとってまちづくりは、自分たちの身近な環境総体の問題です。都市計画マスタープランの推進にあたっては、都市計画部門と他部門との連携による総合的な施策展開が必要であることから、計画の段階から事業推進に至るまで、十分に庁内の横断的な連携・調整をはかっていく。 ② 市民が協力して取り組むまちづくりへの支援 快適で住みやすいまちづくりのためには、住民のニーズを反映した景観形成や地区計画、建築協定などの地域のルール作りなどが必要になってくる。このため、地域の意向を取りまとめるワークショップの開催や、協定などいろいろな制度の適用、必要に応じた庁内支援体制をとるなど、幅広い対応をすすめていく。 また、地域独自の課題に対応するため、法的な制度では対応できない場合には、自主的な地域ルール作りなどを支援していく。 ③ 構想などの策定と民間の取り組みへの支援 都市計画マスタープランに基づく民間事業など具体的なまちづくりの取り組みにあたっては、全市的な観点から、必要な制度や公共事業の調整などの支援を検討する。 ④ 関係機関との連携 広域都市圏を形成している音更町、芽室町、幕別町や、国、北海道と連携して都市計画マスタープランを推進するとともに、各民間団体などと協力してまちづくりをすすめる。 ⑤ まちづくり情報の発信など 市民発意のもと、市民、事業者、行政の協働により、市民の主体的なまち育てをすすめるため、行政計画や行政情報の公開・提供はもとより、広報誌やホームページの活用、パンフレットの発行などを通じて、市民のまちづくりについての理解と関心を広げるほか、相談・普及体制を充実していく。	3 「まち育て」の取り組みの一例	1) 「市民」の取り組み ・<u>地域活動(町内会活動など)やボランティア活動への参加、参画</u> ・<u>地域、近隣コミュニティの形成、自助・共助・公助</u> ・<u>各種イベントへの参加、参画</u> ・<u>地域を知る、地域への愛着、誇り、子供へ伝承、景観、都市・地域の課題を認識</u> ・<u>ワークショップや市民アンケートなどへの参加や協力</u> ・<u>地域での消費と地域循環</u> ・<u>自動車依存からの脱却、公共交通の利用</u> ・<u>主体的なまちづくりへの参加、参画</u> ・<u>行政、事業者への情報提供(地域の課題、ニーズなど)</u> 2) 「事業者、NPO等」の取り組み ・<u>地域住民や行政と連携・協力した取り組み</u> ・<u>専門性や柔軟性を発揮した社会資本の整備や地域環境の向上</u> ・<u>景観づくりやボランティア活動などの社会貢献活動</u> ・<u>地域性を活かした事業、新規事業など</u> ・<u>雇用の創出、人材の確保、UJIターン、人材の育成</u> ・<u>関係人口、首都圏との連携</u> 3) 「行政」の取り組み ・<u>まちづくりの方向性の明示</u> ・<u>市民の取り組み、事業者、NPO等の取り組みを支援、先導する取り組み</u> ・<u>都市づくりに関わる規制誘導(緩和)等の仕組みづくり</u> ・<u>都市づくりに関わる情報収集や情報提供(講演会や勉強会の開催など)</u> ・<u>他都市のまちづくりの事例や取り組みなどの紹介</u> ・<u>講演会、勉強会、ワークショップなど</u> ・<u>帯広市民大学、ふれあい市政講座などを活用した帯広市の過去からのまちづくりや都市構造の変遷などを周知することによる都市を活用した教育の取り組み</u> ・<u>市民意見を反映するための取り組み</u> ・<u>説明会や公聴会の実施など</u> ・<u>市内外の優れた人材の発掘とまちづくりへの参集</u>	(専門部会での論点) まちづくりの実現のためには、それぞれが(市民、事業者、行政)どのような取り組みを行っていけばよいか。